

<報道発表資料>

令和5年10月10日

個人情報に記載された資格者証の紛失について

埼玉県が委託している事業者が、個人情報に記載された宅地建物取引士証を紛失しました。

概要は以下のとおりです。

1 概要

埼玉県が宅地建物取引士資格に関する申請の受付補助業務を委託している事業者が、有効期間の切れた宅地建物取引士証（以下「宅建士証」という。）1枚を紛失した。

発覚した日 令和5年10月6日（金曜日）

場 所 委託事業者の事務所（さいたま市浦和区内）

2 経過

- 令和5年10月6日（金曜日）13時頃、宅建士証の更新手続きのため委託事業者の事務所を訪れた申請者から、有効期間の切れた宅建士証を回収し、新たな宅建士証を交付。
15時頃、回収した宅建士証の不在が発覚。事務所内を探索したが見つからなかったため、県へ報告。
- 令和5年10月9日（月曜日・祝日）、委託事業者が事務所内を改めて探索したが見つからず。
- 令和5年10月10日（火曜日）、宅建士証の紛失について委託事業者が県へ報告。

3 対応

令和5年10月10日（火曜日）、委託事業者及び県から申請者へ経緯を説明し

て謝罪した。

4 再発防止策

委託事業者に対し、委託仕様書に基づく個人情報保護と危機管理を再度徹底させる。今後はチェックシートにより手順ごとに提出書類の有無等を確認しながら業務を遂行するよう指示する。